

社会経済史年報

1992年7月

発刊にあたって 高橋 衛

《研究》

協調会設立の過程 足立 圭介

《学会動向》

1990年度社会経済史学会中四国部会報告 佐藤 正志

公開シンポジウム

「いま、社会主義は…」開催の報告 家田 修

《会員動向》

《事務報告》

1

中国四国社会経済史学会

発刊にあたって

高 橋 衛

この学会が、しばらくの中斷のあと、再開いたしましたのが1973年、以来、毎年1回の研究発表大会を開催しつづけて、ちょうど20年目をむかえました。この学会は社会経済史学会中国四国支部会でありますと、再開のさい、中国四国社会経済史学会とも名のることによって、全国学会に加入をためらわれる研究者の方々にもお入りいただき、独自の活動をもすすめていくことをとり決めました。従来、『会報』紙を発行してきておりましたが、事務局の体制不備のため、中斷をよぎなくされておりました。さいわい、千田武志さんという好個の編集者をえて、ようやく『社会経済史年報』誌として発刊することができました。

この発刊がとかく停滞気味の学会の活性化につながれば、幸いなことだと存じます。そのようなこころみの一つとして、毎年、研究発表のなかから、1~2編をえらんで当『年報』に掲載することといたしました。足立圭介さんの報告が、その第1号ということになります。また、いま一つは、会員の皆さんのが1年間のご業績を掲載していくことにいたしました。今年は最初なので、過去3年分のそれを掲載いたしました。アンケートにお答えいただいた方のみのものになりましたが、次回からは会員のみなさんの1年分のそれを掲載して参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

これを機に、あまり肩ひじの張らない雰囲気のなかで自由に、しかし、できるだけ水準の高い報告と、それをめぐる闊達な論議がうずまくような学会として、再発展していければと念じております。会員の皆さま方のご協力をお願い申しあげます。

協調会設立の過程

足立圭介

はじめに

日本に於ける労資関係の「協調性」が肯定的な意味合いをもって語られ始めて久しいが、その「協調性」を存立せしめているものが何かということについては、未だ決定的に説明力のある分析は提出されていないといつてよいだろうと思われる。私もこの問題に深く興味を寄せるもののうちの一人である。私は歴史的事象を遡及的に検討するなかでこの問題に対する一定的回答が与えられるのではないかと考えているが、私なりにそれを試みるうちに、本稿においてその検討課題とされている財団法人協調会の設立及び活動という史的事象がかなりの重要性をもって立ち現れてくることになった。本稿は、この協調会の設立という史的事象を取り上げ、そこに一定の分析を加え、今後の研究への足がかりとすることを意図するものである。

1

第一次大戦以前の労資関係において、所謂「経営家族主義」と称される資本の労働対策、すなわち労資の関係を「主従の情誼」の関係に準え、且つ種々の企業内福利施設をその経済的手段として動員する資本の労働対策が、大企業を中心にある程度広範囲に存立していたことは、多くの論者の指摘するところである。^{①)}

しかしながら、大戦後の諸物価の騰貴、特にシベリア出兵を見越して買い占めが行われた米の価格の騰貴は、それまで「経営家族主義」の枠内に包摂されていた労働者と資本との階級的対立を惹起しつつあった。第一次大戦後、名目賃金はかなりの程度上昇したのであるが、消費者物価はそれを上回る速

度で騰貴したのである。特に「経営家族主義」が労働市場の収縮に、つまり労働者がより有利な労働条件を有する企業に移ることが困難であるという状況にその基盤を置いていたことは、大戦後、労働市場の一定の拡大が生じたことによって、その基盤そのものが掘り崩されるという結果を招くことになったのである。労働者の立場からすれば、企業間を移動することによっても、賃金が物価に対して相対的に低位にとどまるという状況を脱することができないという時代の到来であった。^{②)} このことに対する不満は、賃金増額を要求する労働争議として噴出することになった。1914年には39件であった労働争議は1917年には348件と10倍近い伸びを見せた。またそのうち賃金増額を要求する労働争議は304件と全体のおよそ8割を占めていたのである。^{③)}

このような情勢は当然政策当事者の一定の対策を要請するものであった。内務省は1918年5月21日に「救済事業調査会官制」を決定、また同25日には「救済事業調査会官制要綱」を発表し、物価騰貴によって引き起こされる諸問題への対策に積極的に乗り出すことになる。ここでは、当時、委員の一人であった小河茂二郎が「救済する」と貧乏するのを防ぐとか病氣すれば施療病院に収容してやると云った風の極めて消極的な仕事の如く考えられるけれども実は積極的に労働者を向上発展せしめるという意味なので只文字の上で仕事の全部を云い現して居ない^{④)}と語っているように、それが、当時にあって頻発する労働争議への積極的関与の意図を、当初からある程度包含していたということに注目しておいてよいだろう。同年7月6日に発表された「救済調査会調査項目」の第6項目には「労働保護事業」の一つとして「労働組合及仲裁制度」の文字が窺える。もっとも、この「救済調査会」においては、全体としてはあくまでも「救済」に力点が置かれたものとなっており、労働問題への関与の意図は、いまだ消極的なものであったと見なすことができよう。

2

さて、1918年8月には周知のとおり米騒動が勃発し、瞬く間に全国に波及

する。寺内内閣は当初は厳罰方針を以てこれに臨むが、結局のところ倒れ、その後継として原敬政友会内閣が成立する。原内閣の内務相を努めることになったのは、鹿児島出身で徳島県知事・秋田県知事を歴任した経験を持つ床次竹二郎であった。⁽¹⁵⁾ この床次内相の労働問題への認識は、従来の政策当事者の認識とそれを対照するとき一定の独自性が見受けられるものである。すなわち、彼自身は「資本家と労働者の関係は決して過去の関係と同一に見てはならぬ必ずしも適當なる利益の配分というのではないが今や労働者としても従来の無識の徒と限られない種々の利害と主張を有って居るだから資本家のこれに対する態度も合理的であらねばならぬ」⁽¹⁶⁾ という認識を表明していたのである。このような彼の思想的態度は、内務省を中心とする政府の労働問題への対応を総体的に転回せしめてゆくことになる。すなわち内務省は従来「救済調査会」の下で行われていた事業を労働問題中心のものへと転回し、更にその基本的研究方針を以下の諸点を機軸として遂行することを表明するのである。⁽¹⁷⁾

- (一) 労働組合に対する取締方針を緩和し徒らに圧迫強制を加へざること
- (二) 統一なき匿名組合前のもの、発生を防ぎ成るべく之を指導統一すること
- (三) 積極にして節制ある既設組合及び今後発生すべき組合に対しては代表機関を是認すること
- (四) 是等の労働組合を指導統一し行くべき中枢機関の設置

つまり、労働組合運動に対しては、従来のような弾圧一色の対応ではなく、その運動を政策当事者の意向に沿う形で導いて行こうとする姿勢が打ち出されるのである。もっとも「資本家と労働者との間柄は欧米の様に冷淡なものではない、非常に情誼の厚い関係にあるのは一大美点で之は何処までも保存しなければならぬと共に一面に於いては資本家側も労働者側も場合に依っては忍び得ざる苦痛をもじっと耐へてゐる此處は十分に見てやらなければならぬ点だ」⁽¹⁸⁾ と、当時の川村警保局長が語っているように、政策当事者内部

にあっても床次内相のような「資本家と労働者の関係は決して過去の関係と同一に見てはならぬ」という見解と、川村警保局長のような「美点は何処までも保存」という見解が、この時点において併存していたことは注目していくといよいであろう。

年がかわって1919年の1月中旬には、床次内相官邸に、協調会にあって上級的な役割を担うことになる人物、すなわち徳川家達・渋沢栄一・清浦金吾・大岡育三らが集い、労働問題解決のための機関の設置について協議され、以下のように決定される。⁽¹⁹⁾

先ず中央に労働問題に関する一切の解決をなすべき一つの民設機関を設け、此機関は労働に偏せず、資本家に組せず、純然たる第三者の立場に立ち、その目的及事業は(一)労働者の教育、訓練、新聞雑誌の発行、講演会の開設、(二)労働者関係の諸問題に就き内外の情勢を調査、(三)労働紹介の中央機関たる役割を為す、(四)労働紛議に対する仲裁の勞を取るため適切なる機関を設け、(五)主たる各都市に支部をおき、労働者の保護後援、その子弟の教育、住宅の周旋等をなさしむる

このように財界の一部及び政策当事者にあっては、労働問題解決機関を、資本労働いずれの立場にも中立的なものとして民間に設立しようとする動きが生起してきたのであるが、資本家の大勢及び労働者自身の労働問題に対する態度は、このような動きとは若干食い違ったものであった。すなわち1917年に大企業経営者層を結集する形で結成された日本工業俱楽部は、1919年2月10日に「労働問題調査研究方針」を決定するのであるが、そこには「その第1項目が、「現在我邦に於て資本主及事業家が部下労働者の保護慰安並にこれが修養向上の為に經營する所の左記各般の設備に就き調査し且欧米各国に於る同種の施設に関する調査を為し以て採長補短に資すること」とあるように、資本労働問題の解決は、あくまでも資本を主体とし労働を客体とする「保護慰安」及び「設備」によって行われるべきだとしていたのである。逆に労働側はこの「労働問題調査研究方針」が決定された翌日、——ちょうど

どこの日は憲法発布の三十周年記念日にあたっていたのだが——には東京・大阪等の主要都市において示威行動を行い、労働問題の徹底的解決と普通選挙の実現を訴え、資本労働問題における労働者の主体性を訴え、それを実現する為の必須の条件としての労働組合の公認、すなわち治安警察法、少なくともその第17条の撤廃を要求したのである。この1900年に制定された治安警察法は労働運動への弾圧立法として強固に作用しており、なかでもその第17条は同盟罷行の為の「誘惑若は煽動」を処罰することを明文化していたがゆえに、労働運動の矛先がこの条項の撤廃要求へと向かうことは、むしろ必然的なものであったといえよう。この問題に対して、床次内相は以下のように答弁する。⁶⁰

資本家と労働者とのその利害を一にし互に協調親愛の念を以て事に当る可きものと認むるが故に政府は労働者が益々その智能を啓成し共同自省の精神を涵養すると共に資本家に於ても亦た克く労働者の生活の実況とその思想の傾向とを理解するに努めんことはその最も希望する所にして斯くの如くにして両者の関係を円満ならしめ相互の福利を増進せしむることを得べしと信ず而して治安維持法第17条は労働団体の加入の強制若はその妨碍に付暴行脅迫等の不正手段を用い又は同盟解雇同盟罷行を遂行せしめん為め誘惑扇動することを禁止するものにして穩健なる労働団体の成立等はこれを阻礙するものに非ずと認む

また同年3月4日に内務省救済事業調査会より発表された「資本と労働との調和に関する施設要綱」にあっては、その1として「労働組合はその自然の発達に委すこと」、そしてその付帯条件として「治安警察法第17条第2号の誘惑扇動に関する規定を削除すること」がそれぞれ表明されており、この時点における床次内相、及び彼を中心とする内務省にあっては、労働組合に対する一種の放任政策が是認されつつあったことを窺わせるものとなっている。もっともまったくの放任政策というわけではないのであって、床次自身が「歐米に於いては産業界を横断的に分割し、資本に対抗して労働組合の

発達したる如きは、直に孰て範とすべきものにあらず」⁶¹、また「横断的組織の組合はこれを公認し奨励するが如きは予の欲せざるところなり」⁶²と語るように、そこには横断的労働組合組織に対する断固たる否定的認識がその放任政策の外枠として存在していたのである。これは仮説にとどまるのであるが、床次の考え方としては、横断的組合に対して断固たる方針で臨むことによってその結成を予防し、その上で個別企業内部に囲い込まれた労働者の闘争エネルギーは「資本と労働との調和」によってそれを吸収しうると考えていたのではないであろうか。

3

日本工業俱楽部が「労働問題調査研究方針」のもとに資本労働問題の解決策について独自に調査研究を遂行し始めていたことは、先に述べておいたとおりであるが、それは5月28日に公表された「信愛協会設立趣意書」として結実することになった。しかし、この「趣意書」にあっては、「吾邦は幸に古来の美風今猶悠然として此間に存す若し善く事業主の社会的自覚を促がすと同時に労働者の修養向上を図り両者の意志を疎通せしめ以て事業上利害の共通なる所以を以て了解せしむることを得ば必ずや彼等をして互に和衷共同二者一体の美を済さしむるを得べく即ち海外諸國の弊とする所を避け我國固有の長とする所を進め以て資本労働の問題に関し我邦独特の既決を見るを得べけん」とあるように、従来の「経営家族主義」を依然として固持されるべきものとする認識が呈示されていた。また渋沢栄一にしても「彼等〔労働者——筆者〕に対して所謂温情主義を以て向ふということが大切である。圧迫すべきでない」⁶³と語るように、この段階にあっては、資本を主体とし労働者を客体とするところの「温情主義」、「経営家族主義」に対しては、依然としてそれを有効なものと捕える雰囲気が、大企業経営者層を中心に、ある程度残存していたとみることができる。

さて、床次内相の言葉を借りれば、「官民孰れとも付かざる團体を作りそれを以て協調主義宣伝する機關たらしめんとする」構想を遂行していくに

あたって、労働者側の代表的な人物をその構想の過程に組み入れようとする動きが発現したのは、むしろ当然ともいえることであった。そこで白羽の矢を立てられたのが当時の友愛会の代表であった鈴木文治であり、その参加要請には彼と旧知の仲であった渋沢栄一があたることになったのだが、鈴木は渋沢に対して、以下の諸点を自身の参加の条件として呈示することになった。⁴⁸

第一、協調会が、労働組合に対する態度を明確にし、治安法第17条の撤廃と、労働組合法の制定を必要とすることを、協調会の意見として社会に提出すること

第二、協調会と政府との関係を明瞭にし、協調会が純然たる独立の機関にして、何等政府の為に操縦せらるゝものにあらざることを明らかにすること。

第三、協調会の理事中に、第三者は暫くこれを別とし、少なくとも資本家側と同数の労働者の代表を列すること。

〔後略〕

これに対して渋沢は個人的には賛成であるが、協調会全体としては鈴木の主張を容認できないと告げ、鈴木の協調会参加は実現しないことになった。そこで鈴木は逆に協調会に対する批判を展開するのであるが、その論点は以下のようなものであった。⁴⁹

第一、協調といふ時には、相手方が共に対等の実力あることを前提とする。資本家が殆んど労働者の人格を認めず、これを隸属視しつゝある現状に於て、如何にして眞の協調が成立すべき。協調を言う前に、協調の出来るような実力の養成が先決問題である。そのためには労働組合法の制定が急務である。協調会なるものが、此急務をよそにして、如何に協調主義を振廻しても、その実が挙げられるものでない。

第二、協調会の基金は皆富豪資本家の醸出するところである。協調会は飽くまでも公平無私の態度を以て、労資の問題に臨むといふけれども、基金を資本家に仰いで、果して眞の公平性が保持されるものかどうか。殊に出資者の労働者を見るこ

と貧民に等しいものがある。果して然らば、これ労働問題と慈善救済の問題とを混同するものである。

第三、協調会は其創立の動機に於て、労働組合の代用機関たらんとしたものである。即ち温情主義的な救済団体を組織せんとしたものである。発行人は頗りに労働組合に対して圧迫するものでないと弁明するけれども信じるに足らぬ。現に労働組合公認問題の如きについても、蒙も之に触れんとはせずして、全然裏切眼に付してゐるではないか。

第四、本会の成立に就て、内務省当局が最初より尽力してゐたことは明らかな事実である。寧ろ計画それ自体が警保局案なりといふを防げない。其なさんとする事業の性質を見れば、当然政府が自己の責任を以てなすべきことである。自ら責任の衝に立つべき者が責任を取らず、他人の力によってこれが実現を期するが如きは、其態度を晒なりとせざるを得ない。

〔後略〕

鈴木がこのように断固たる態度を取った背景としては、友愛会自体が、4月に結成された友愛会関西労働総同盟を中心に治安警察法17条の撤廃と工場法の改正とを要求する闘争を先鋭化しつつあり、また東京の友愛会本部に於いてもロシア革命の影響を受けた急進分子（特に「水曜会」グループ）の流入により、場合によつては鈴木の会長排斥をも辞さないような基本路線の左旋回が始まっていたという友愛会の内部事情、加えて鈴木自身がヨーロッパに渡り欧洲労働運動の高揚を目の当たりにしたことによって、彼自身の思想傾向が先鋭化していたことなどを指摘しておくことができるであろう。

4

さて鈴木文治の参加工作には失敗したもの、8月2日には「協調会設立趣意書」及び「協調会綱領」が発表され、協調会は正式に発足することになる。しかしながら「綱領」の「第一、目的」が示すように、協調会の性格は「事業主と労働者の協調を図り社会政策的施設の調査と其の実行を促進する

を以て目的」とするものであり、先に発表された日本工業俱楽部の「信愛協会」設立案とは一線を画することになっていた。設立趣意書の「事業主は労務者の人格を尊重して其の生活改善と能率増進の為に最善の力を尽し労務者亦自ら修養鍛練の功を積みて其の地位の向上を期し相共に反省奮励する所なるべからず」という文面が意味するのは、資本労働問題において資本家を主体、労働者を客体と捉える認識ではもはやなく、資本家・労働者双方を主体とする一種の「平等主義」のイデオロギーである。渋沢はこの「設立趣意書」および「綱領」の内示にさいして「滔々として流入し来る勢ひは到底日本旧来の温情主義のみを以て解決するを得ず」¹⁰と、自身の従来の「所謂温情主義を以て向ふというのが大切である」という認識の撤回を表明し、どちらかといえば鈴木文治の見解に一定の親和性を示した演説を行っているが、その一方で、鈴木が同日、「協調会にはどうも賛成出来ません。なるほど政府側では、労資の協調は英國式で最も妥当なものと言っていますが、協調というからには労働者も資本家も対等でなければならぬのに、資本主義の下に労働組合の存在をも認めない我が国の労働者が、単身資本家に対抗されてゆきましょうか」¹¹と語っているように、労働者側、少なくとも友愛会においては協調会の設立は決して歓迎すべきものではなかったようである。なお友愛会が8月30日に「大日本労働総同盟友愛会」と改称し、「労働非商品の原則」を掲げ、階級闘争を基調とする運動へと転換して行くことは、周知のとおりである。

終りに

以上紙数の制限もあって、非常に粗雑なものではあるが、協調会の設立についてその経緯をみてきた。ここで我々が注目しておいてよいのは、現象的には「米騒動と第一次大戦以前のわが国の社会行政は、地方改良であり、慈善事業であり、救済事業であった」ものが「米騒動の善後措置、すなわち食糧不足と物価騰貴等に対する國の施設としては、慈善事業・共済事業と呼ばれたものが、いつしか名実とも社会事業となつた」¹²という側面であろう

し、今後その歴史的要因を熟考して行くべき事項としては、政府が資本労働問題への積極的関与を余儀なくされながらも、それを民間団体の設立という形で実行に移したこと、ところがその「協調会」が、少なくとも大企業経営者層の結集体である日本工業俱楽部の意向、及び労働者階級の当時ににおける最大の結集体である友愛会の意向を取り込むことなく結成されたということ、つまり資本と労働との意見調整の線上に結成されたというよりも、政府としての独自性を当初から一定の度合兼ね備えたものとして結成されたということであると思われる。

[注]

- (1)代表的なものとして、兵藤釗『日本における労資関係の展開』1971年、東京大学出版会、西成田豊『近代日本労資関係史の研究』1988年、東京大学出版会、大河内一男『労使関係論の史的発展』1972年、有斐閣などをあげることができよう。
- (2)参考までに呉海軍工廠の数字を示しておこう。1914年を100としたときの平均日給は1916年には96.2、17年には94.2、18年には93.6であったのに対し、物価指数は16年に101.2、17年には122.7、18年には163.2であった。(兵藤釗『日本における労資関係の展開』1971年、東京大学出版会、333ページより)
- (3)『労働運動史料』第10巻
- (4)『東京朝日新聞』1918年6月26日
- (5)1912年に床次竹二郎が中心的役割を担って行った「三教会同」は彼の思想傾向の片鱗を表現するものとして非常に興味深い。すなわち仏教・神道・キリスト教の三つの宗教関係者が会合し、以下の決議案を採択したものであるが、参考までにそれをここに掲載しておこう。

吾儕、今回三教会同を催したる政府當局者の意志は、宗教本来の權威を尊重し、國民道德の振興、社會風教の改善の為めに政治、教育、宗教の三者、各々其分界を守り同時に互に相協力し、以て皇運を扶翼し、時勢の進運を資けんとするにある事を認む吾儕宗教家年來の主張と相合致するものなるが故に、吾儕は其の意を

諒とし、将来益々各自信仰の本義に立ち、奮労努力国民教化の大任を完うせん事を期し、同時に政府当局者も、亦、精神鋭意此精神の貫徹に努められんことを望み、左の決議をなす。

一、吾等は各々其教義を發揮し、皇運を扶翼し、益々国民道徳の振興を図らん事を期す。一、吾等は、当局者が宗教を尊重し、政治、宗教、及び教化の間を融和し、国運の伸張に資せらむことを望む。

(前田蓮山『床次竹二郎傳』1939年、床次竹二郎伝記刊行委員会)

(6)『東京朝日新聞』1918年10月21日

(7)『東京朝日新聞』1918年12月16日

(8)『東京朝日新聞』1918年12月30日

(9)『日本労働年鑑』大正9年版

(10)『東京朝日新聞』1919年2月11日。床次内相のこのような認識にも拘わらず、司法省の撤廃に対する強固な反対によって、治安警察法第17条は撤廃されなかった。

(11)『内務省史』第4巻、409ページ

(12)同上

(13)『東京朝日新聞』1919年6月13日

(14)『東京朝日新聞』1919年6月14日

(15)『渋沢栄一伝記資料』第31巻、444ページ

(16)同上

(17)同上、461ページ

(18)『大阪毎日新聞』1919年8月2日

(19)『内務省史』第3巻、363ページ

(20)同上

〈学会動向〉

1990年度

社会経済史学会中四国部会報告

佐藤正志

1990年度の社会経済史学会中四国部会大会は、1990年11月17・18日の両日、徳島県鳴門市の鳴門教育大学において、中国四国歴史学地理学社会科教育学研究大会と共に催されました。

第1日目には、社会経済史部会が開かれ、本学会員2名の報告がなされ、翌18日には中国四国歴史学地理学協会の会員を中心に、日本史・東洋史・西洋史（ヨーロッパ史、英米国史）、地理、考古、社会科教育の7部会に分かれ、合わせて37名が研究成果を発表、2日間にわたり、各分野で意欲的な研究報告がなされ、それに基づく討議が熱心に行われた。しかし、残念ながら、そのすべてを記す紙幅が無いので、本稿では、筆者の参加した社会経済史部会と日本史部会の報告に限って、そのいくつかを取り上げて紹介と感想を記すにとどめたい。

まず、社会経済史部会の藤井正夫氏（社経史会員）の報告、「正徳元年朝鮮使福山来航の歴史的並びに今日的意義」は、正徳元年（1710年）の正副使以下475名の使節団の鞆の津来航を取り上げられた。こうした朝鮮使節團の来航は、徳川政権にとって、その権力の正当性を確認する足場として利用することが出来たのであるが、しかし、福山・阿部藩にとって、その接待が莫大な財政支出となって入封早々の藩財政の経営を圧迫したことを、『福山藩覚書』の分析によって明らかにされた。

また、朝鮮使節の来航した鞆の津は、その後西廻り航路の開発に伴い、領内の商業的農業の発展を支える遠隔地商業の中継港として発展をとげでき

た。しかし、鉱山経営の挫折もあり、藩は農民に貢租の誅求をなし、これに凶作が重なると、激しい農民一揆が頻発してきた。とくに、明治4年の一揆はそれまでの藩政の失敗と矛盾のしわ寄せに対して農民が立ち上がったものであるが、その結果、県庁は笠岡に移り、城下町福山と鞆の津は近代以降は発展から取り残され衰微に向かったとする。そして、その延長線上に今日の鞆港の「辺境的状態」があるとし、例えば鞆港の活性化といった地域の今日的課題に社会経済史研究家が取り組むことの必要性を強調された。

確かに、明治初年の中央集権国家形成期において旧幕藩体制下の矛盾の噴出や混乱がその後の地域発展に大きな桎梏をもたらしたことを否定することは出来ない。しかし、近代化=工業化の過程での地域の経済発展のあり様が今日の地域の発展のあり様を、より基本的には規定しているのではないかろうか。そのあたりのお考えをお聞かせ願いたかった。

次に、千田武志氏（呉市史編纂室）の「英連邦占領軍の日本進駐－反宥和政策の推移を中心として－」は、中国四国地方を中心に進駐した約4万人の英連邦占領軍の動きと占領政策、とくにその中核をなした「反宥和政策」に焦点を当てて紹介された。

被占領者であった日本人は、同じ占領軍でも米国人に対しては尊敬、英連邦占領軍の中心をなしたオーストラリア人に対しては軽蔑するといった心情を有しており、また英連邦占領軍も敵対するアジア人に報復するといった態度が強かった。そうしたなかで、いわゆる白豪主義に立脚して、JCOSA（在オーストラリア統合参謀本部）は1945年6月に13項目の「英連邦占領軍内の結婚に関する方針」を作成、英連邦占領軍兵士と日本人女性との結婚を阻止する「反宥和政策」を実施していった。しかし、こうした軍当局の規制にもかかわらず、多くの結婚がなされ、さらにオーストラリア国内でのマスコミや在郷軍人会の支援を受け日本人妻入国運動が高揚した。それが実を結び、1952年3月に至り、政策の転換がはかられることとなったのである。こうした運動がもたらした「反宥和政策」の破綻は、結果的に白豪主義の打破につながっていったのだとされる。

今回の千田氏の報告は、これまでの占領史研究が米国と日本との関係を中心になされ、研究上ほとんど空白となっていた地方や地域レベルでの英連邦占領軍の対日対策について、オーストラリア公文書館やニュージーランドでの現地史料の丹念な収集と分析をつうじてなされたもので、この分野での先駆的な研究であり、占領期の全体像を明らかにする重要な作業の一環だといえよう。

日本史部会における苑復傑氏（広島大学大学院）の報告「産業構造の変化と戦後日本の女子労働力の変容」は、日本の女子労働力の多くが「不完全就業」の形態にあるが、これまでの研究では、こうした形態について、女子に対する差別的構造とか「潜在的失業」といったとらえ方がなされ、また職務内容に関しても、学歴水準が労働参加において、十分な有効性を持たない等の「否定的」な把握にとどまってきたことに対して、新たな見解を提示した報告であった。

とくに、1960年以降の産業構造の変化に促され、女子労働は、①自営・家族従業者から雇用者へとシフトし、近代的雇用形態へと変化、②「仕事が従事の就業者」の増加などにみられるような、労働への選択的参加の傾向の出現、③若年高学歴女子の「仕事が主の就業者」率の増加に現れた、高度な職業参加への選択の拡大、などの質的变化があったとする。

こうした女子労働の質的・構造的変化を視野に入れるとき、「不完全就業」形態なるものは、女子のライフコースにおいて柔軟性の効く積極的な選択であり、しかも女子の能力を活かせる選択機会という性質になってきた、と肯定的な意味で読み換えることができるのではないか、と「暫定」的という条件付きではあるが結論づけられるのである。

以上のような「結論」を一応肯定したうえで、お願いしたいのは、苑氏自身も今後の研究課題として述べられている、女子労働力参加を規定する諸側面の体系的分析である。例えば、今回の報告は「労働市場論」的接近を試みておられと思うが、このような労働市場における女子労働力の供給サイドの分析のうえに、一方の需要サイド=企業・経営体の女子労働力に対する雇用

政策や労務管理の展開の分析を、ぜひとも加えていただきたい。さらにいえば、労働組合や国家（政府）の女子労働力に対する労働政策の展開を重ね合わせて検討すれば、女子労働者の「不完全就業」が、「積極的な選択」なるものへと変化していった歴史段階的背景と女子労働者自身の選択にかかる主体性の内実がより一層明確化するのではないか。

また、これも今後の課題とされているアメリカや中国との比較検討を通して、日本の社会のなかでの女子労働に対する社会意識やそれを支える社会構造のあり様が今後の変化と展望をも含めて明らかになってくるであろうと思われる。

以上、研究報告のうち3本を取り上げ、内容の紹介とその感想を記させていただいた。しかし、筆者自身の不十分な理解で報告の内容を正確に伝えていない点があるかもしれないことをお断りしておきたい。なお、日本史部会における他の報告は、筆者の専門外ということもあり、また紙数の制約から、以下に報告者名（所属）と論題を掲げるのみにとどめたい。

下向井龍彦（広島大学） 「国衙軍制の先行形態—捕亡令『臨時發兵』規定について—」

室山 恭子（広島大・院） 「大名領国下における職人支配—芸備防長地方における棟札の分析を通して—」

宮本 和宏（鳴門教育大・院）「阿波藩と棟附帳」

棚橋久美子（鳴門教育大） 「徳島県における農業構造の変化」

相良 英輔（和歌山高専） 「近代香川県における製塩業の展開」

公開シンポジウム

「いま、社会主义は…」開催の報告

家 田 修

1990年から91年にかけて、社会主义諸国には大きな変革の波が押し寄せた。その後の経緯は各々異なり、これまで社会主义理念の背後にあった各国それぞれの事情や現実が事態の前面に出てきているように思われる。こうした現状を分析し、社会主义諸国の今後を見通す試みが様々な分野でなされている。

1991年6月、広島大学では社会経済史学会中四国部会代表理事の高橋衛会員（経済学部）等が呼掛け人となって、地方からの情報発信という意味も込め、「いま、社会主义は…」と題した公開シンポジウムを企画・開催した。パネリストはこれまで社会主义国を様々な角度から研究してきた学内（広島大学）の専門家5人、小林文男（総合科学部、中国）、香川敏幸（経済学部、ユーゴスラヴィア）、岩田賢二（総合科学部、ソ連）、林忠行（法学部、チェコスロバキア）、そして筆者（経済学部、ハンガリー）がつとめ、司会には高橋会員があたった。6月30日のシンポジウム当日は、かなり固い題目だったにもかかわらず、定員250名の会場（広島平和記念館講堂）は立ち席まで出るほど市民・学生が集まった。

討議ではまず各国の現状がパネリストから報告された。とくに小林氏、林氏は現地出張から帰国したばかりで、天安門後の中国や総選挙後のチェコスロバキアの情勢が詳しく伝えられた。このうち民族問題、経済・政治問題、さらには社会主义経済理論問題にまで議論は広がった。会場からも活発な意見や質問がなされ、パネリスト・聴衆の枠を越えて討議は盛り上がった。予定していた2時間半もたちどころに過ぎてしまい、議論は3時間近くに及ん

だ。もとより各國のおかれた状況も違えば、各論者の見方も異なる以上、一回の討議でなんらかの結論が出るはずもない。しかしこれだけの数の多彩な専門家が一堂に会し、意見交換を行なったことにより、複雑な、また様々なる困難を抱えた社会主義諸國の現況と今後はかなり明らかにされたのではないかと思う。司会者が締めくくったように、今回は第一回であり、今後もこうした試みを続けていきたい、というのは聴衆も含めて、参加者の実感であった。実際にも後日、面白かったのでまたやって欲しいという要望を何度も耳にした。話題が多岐に及びすぎたという自省の念も残るが、まずは成功だったのではないか。

最後に、私事にわたるが筆者は昨年の10月を以て北海道大学スラブ研究センターに転属した。紙上を借りてこれまでお世話になった中四国部会の諸先生方に御礼を申し上げるとともに、今後も上記のような有意義な企画があるときには馳せ参じたいと心中期していることを付記して筆をおく。

会員動向

以下は、アンケートにお答えいただいた会員の3年間にわたる業績などを中心とした会員動向です。

飯田 米秋氏

- 『賀茂郡史 中世武士論』(1~642頁, 1989年)
『賀茂郡史 原始古代研究編』(1~542頁, 1990年)
『賀茂台地の昔話』(1~138頁, 1990年)

大崎 富士夫氏

- 「南宋期福建における擾乱ーとくに走私貿易との関連においてー」(『修道商学』29-2, 1989年)
『坊場の買撃経営と税場の買撃』(『広島修道大学研究叢書』第57号, 1990年)

加藤 房雄氏

- 論文「世紀転換期ドイツ農業の歴史的位置ー研究史の現状と帝国主義転化ー」『修道商学』(広島修道大学) 29巻2号, 1989.3
翻訳 H. モテック, W. ベッカー, A. シュレター「ドイツ経済史ービスマルク時代からナチス期まで(1871~1945年)ー」大月書店, 1989年
大島隆雄・田村栄子両氏との共訳
著書「ドイツ世襲財産と帝国主義ープロイセン農業・土地問題の歴的考察ー」勁草書店, 1990年
書評 酒井昌美「ドイツ中世後期経済史研究序論ーオスト・エルベを中心としてー」『社会経済史学』56巻3号, 1990.9

門田 恭一郎氏

『愛媛の農漁業史研究』(日本図書刊行会, 1989年)

黒川 勝利氏

著書「企業社会とアメリカ労働省 1900~1920年」(お茶の水書房, 1988年)
論文「シアトル・ゼネラル・ストライキと日系人労働者」(『岡山大学経済
学会雑誌』1990年)

児玉 正昭氏

共著『広島県満州開拓史』上巻(広島県民の中国東北地区開拓史編纂委員
会, 1989年)
共編『広島県満州開拓史』下巻(同上)
共編『広島県移住史』資料編
「明治後期のハワイ移民と移民会社に関する研究」
『日本移民史研究序説』(溪水社, 1992年)

高橋 衛氏

著書
『広島経済人の昭和史』上、下, 1988年, 広島地域社会研究センター

『呉市史』第6巻(共著) 1988年, 呉市

『広島県戦災史』(共著) 1988年, 広島県

『創業50年史』1989年, シンコー株式会社

論文

「大正・昭和初期における能率増進運動推進の組織」『経済学研究論集』
第11巻第2号, 1988年
「広島経済人の昭和史」「広島人」No25, 1989年
「大正・昭和初期における各事業所への『科学的管理法』導入の契機と態
勢」『経済論叢』第13巻第2号, 1989年

「わが国各事業所における『時間研究』の導入過程」『経済論叢』第30巻,
263号, 1989年

「1920年代における各事業所への『動作研究』の導入」『経済論叢』第13
巻第3・4号, 1990年
「広島市における産業近代化の過程」『都市生活研究会調査報告』1990年
「日本における『科学的管理法』と機械および組織」『経済論叢』第15巻
第2号, 1991年

書評

「太平洋戦争期の経済史的研究」『土地制度史学』第118号, 1988年

田中 明和氏

「市場史研究の歴史的意義」(相洋中高等学校紀要「相洋学窓」第7号,
1989年)

千田 武志氏

著書

『呉の歩み』(編集責任・共同執筆) 呉市 1989年3月
『広島医師のカルテ』(編集責任・解説執筆) 広島市医師会 1989年7月
『東城町史』備後鉄山資料編(近代編編集責任・解説・解題・補注執筆)
1991年3月
『地対協20年史』(編集責任・本文執筆) 広島県地域保健対策協議会
1991年4月

論文

「彼我文書館比較考—オーストラシア公文書館体験をよりどころにし
て—」(『芸備地方史研究』第174・175合併号 1990年7月)
「英連邦占領軍の日本進駐—宥和政策の推移を中心として—」(『芸備地方
史研究』第178号, 1991年10月)

辻岡 正己氏

「大久保政権の成立とその性格」(1989年)

「大久保政権と内務省」(1991年)

『日本資本主義成立史研究序説』(1991年発刊予定)

内藤 正中氏

『日本海地域の在日朝鮮人』(多賀出版, 1989年)

編著『過疎問題と地方自治体』(多賀出版, 1990年)

三好 昭一郎氏

『阿波史の構図』(臨谷館, 1989年)

『非差別部落の形成と展開(改訂版)』(柏書房, 1990年)

社会経済史学会中国四国支部事務報告

1991年度 (1990.11.17~1991.11.9) 会計報告

1991.11.9

収入の部		支出の部	
前 年 度 繰 越 金	231,975	封 箱・切 手 代	954
会 費	36,000	* 懇親会補助	14,000
利 子	6,782	発 送 費	8,742
		会 議 費	15,000
		大 会 補 助 金	30,000
		次 年 度 繰 越 金	206,061
計	274,757	計	274,757

*懇親会補助…昨年度の懇親会で、留学生に1人当たり2,000円の補助金。

〈役員〉

代 表 理 事	高橋 衛		
理 事	道重 哲男(島根)	神立 春樹(岡山)	
	富野 啓二(広島)	大崎富士夫(広島)	
	三好昭一郎(徳島)	小川 国治(山口)	
	関田 英里(高知)	伊丹 正博(香川)	
	岩橋 勝(愛媛)	景浦 勉(愛媛)	
監 幹 事	辻岡 正己		
幹 事	井上 洋 千田 武志 加藤 房雄		
	安蘇 幹夫		
顧 問	内藤 正中 今堀 誠二 比嘉 清松		
	奥田 秋夫 渡辺 則文		
事 務 局	中山 富広 足立 圭介		
社会経済史学会理事	高橋 衛 岩橋 勝		

社会経済史年報 創刊号

1992年7月31日発行

編集兼
発行者 中国四国社会経済史学会

〒730 広島市中区東千田町1-1-89

広島大学経済学部経済史研究室

T E L (082) 241-1221

(内線) 3537

印刷者 株式会社ユニックス出版部